



ひとり親世帯臨時特別給付金や児童扶養手当など

子育て関連の各種手当で

新型コロナウイルス感染症の影響で家計に負担が出ているひとり親世帯へ給付金を支給をします。児童扶養手当の現況届、心身に障がいがある子を養育する人などへ支給する特別児童扶養手当と特別障害者手当・障害児福祉手当の手続きも受け付けます。

1010180

ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響による子育ての負担の増加や収入減少に対する支援として、低所得者のひとり親世帯へ給付金を支給します

問合せ 子ども課子育て支援係 ☎内線 3123

	対 象		
	児童扶養手当を受給しているひとり親世帯など	公的年金などの受給者で、児童扶養手当の支給を受けていない(※1)	児童扶養手当を受給していないひとり親世帯(※1)
要件・支給額など	基本給付 要件 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けた人 給付額 1世帯 50,000 円、第2子以降1人につき 30,000 円 ※市独自事業として1世帯当たり 30,000 円、第2子以降1人につき 10,000 円を加算して支給	基本給付 要件 令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止の人で、公的年金などの受給額を含み、申請者および同居親族の平成30年中の収入額が、児童扶養手当を受けられる所得水準になっている 給付額 1世帯 50,000 円、第2子以降1人につき 30,000 円	要件 児童扶養手当全額停止の人で、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、その後、申請者および同居の親族の令和2年2月以降の1年間の収入見込額が、児童扶養手当を受けられる所得水準まで下がると考えられる 給付額 1世帯 50,000 円、第2子以降1人につき 30,000 円
	追加給付 要件 上記対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が減少した 給付額 1世帯 50,000 円	追加給付 要件 上記対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が減少した 給付額 1世帯 50,000 円	
申請など	基本給付 申請不要 ※給付を希望しない場合は辞退届が必要。ご連絡ください 追加給付 申請必要 申請方法 8月の現況届手続きの際に申請書を記入 申請期限 来年2月26日(金)	基本給付、追加給付ともに申請必要 申請方法 窓口で配布する申請書に平成30年中の収入が分かる書類を添付し、提出 申請期限 来年2月26日(金)	申請必要 申請方法 窓口で配布する申請書に、収入が減少したことを証明する書類(令和2年2月以降の任意の1カ月分の収入が確認できるもの)を添付し、提出 申請期限 来年2月26日(金)

(※1) 児童扶養手当を申請したことがない人も、支給要件を満たせば対象になります